

いかり 錨 (ANCHOR/アンカー)のマークは信頼と希望のシンボルです。人生という大海原で嵐に遭ったあなたと信頼と希望で結ばれ、一緒に嵐を乗り切っていきたい。ANCHORには、そんな願いを込めました。

神奈川中央法律事務所

231-0031 横浜市中区万代町1-2-12 VORT横浜関内Ⅲ7階 A2  
Tel : 045-681-6680  
Fax : 045-681-6679

弁護士 藤原 大輔  
弁護士 榎 研司



# ANCHOR

2021. 1  
vol.14

Kanagawa Chuo Law Office Newsletter



## 謹賀新年

昨年は、皆様方に大変お世話になりました。ご依頼をいただいたお客様をはじめ、事件解決のためご協力いただいた関係各位に、年初にあたり改めて御礼申し上げます。

令和3年も、皆様方のご期待に誠実かつ迅速に応えられるよう、事務所一同尽力いたします。

今年も昨年に引き続き、全世界的に新型コロナウイルスの影響が及び続けております。幸い当事務所やその関係者において罹患者は出ておりません。しかしながら、誰が罹患しても不思議ではない現状を踏まえ、令和3年も皆様方が当事務所で安心してお打合せ等ができるよう、当事務所ではコロナ対策をしっかりと実施し続けてまいります(実施している対策の一例：マスク着用、手洗いうがい、アルコール消毒、常時換気、検温、打合せ室での飛沫感染防止シールド設置、お打合せ毎に使用した机や椅子の消毒、打合せ滞在時間帯が重ならないようにすること、発熱している場合は来所を避けること等)。

さて、今回のアンカーでは、2~3頁にまたがり「法律相談Q&A」として、自筆証書遺言の保管制度に関する内容を掲載しております。この保管制度は、法律改正により新たに設けられた制度です。自筆証書遺言を今後作成しようとお考えをお持ちの方や既に作成済の方に関係することですので、その制度の一般的概要やよくあるご質問へのご回答をお伝えさせていただくため、今回掲載いたしました。

また、当事務所HPは、パソコンはもちろんですが、どこにいても気軽に見ることができるように昨年からはスマホでの閲覧もご対応させていただいております。HPでは、法律相談でよくあるご質問を分野毎にQ&A形式で掲載したり、無料法律相談のご案内や、アンカーのバックナンバー等も掲載しておりますので、お気軽にご覧いただければ幸いです。

今年も皆様方のご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

令和3年 元旦 代表弁護士 藤原 大輔



よくある相談についての質問

Q. 遺言を書くとき、必ずしも公証人による公証が必要ですが、あえて公正証書にすることは可能でしょうか。

A. 全ての文章・氏名・日付を自筆し、必ず公証人による公証が必要ですが、本誌に遺言者の筆跡が確認された場合、遺言の効力が認められます。

新法改正に対応したQ&Aにしております。



<https://www.fdlaw.jp/> スマホ対応です!

まずは、お気軽に電話やメール等で事務所までご連絡ください。「ホームページを見た」とお伝えいただければ初回面談相談は無料です。



## 既判力

弁護士 **藤原 大輔**  
Fujiwara Daisuke

訴訟は、原告が訴えを提起することで開始します。

開始した訴訟は、原告がその訴えを取下げ

たり、訴訟上の和解をしたり、勝訴または敗訴判決が確定したり、請求の放棄・認諾があると終了します。

このうち確定した終局判決は、その判断内容について、後訴で当事者間及び後訴裁判所を規律する基準となります。このような判断内容の後訴での通用力ないし基準性を「既判力」といいます。

先日、あるお客様からご相談がありました。

「数年前に勝訴判決を勝ち取ったのですが、同じ相手から同じ請求内容で、また訴えが提起されました」と。

既判力が効果として認められていなければ、訴訟をして勝ったにもかかわらず、同じ事項について何度も繰り返し争うことができてしまいます。そして、同じ内容について、あるときは勝ち、ある時は負けるという結果になる可能性があります。

しかし、それでは法的安定性を保つことはできず、紛争

の繰り返しをもたらします。

ご相談のお客様の事案では、確定した終局判決を得ておりますので、既判力の作用により、後訴裁判所（今回訴えが提起された裁判所）は、前回お客様が勝訴判決を得て既判力が生じている内容に拘束され、これを前提とした審判をしなければならないことになるのです。

さらには、事情が何ら変わっていないのに何度も同じ内容の訴えを提起してきて、裁判を受ける権利を濫用して行使していると評価でき、訴えられる側が損害を被っているような場合、要件を満たしていることが前提とはなりますが反訴（係属中の訴訟手続内で、被告から原告を相手方として提起する係争中の訴えを「反訴」と言います。）を提起することも検討に値するかと思います。

尚、既判力について、前訴判決でなされたどの判断の部分に既判力が生じるのか、いつの時点における権利法律関係について規律するものなのか等、今回は省略しております。仮に、既判力が生じる範囲が前訴と後訴で全く同一ではない請求内容の場合、新主張について後訴において審理する必要が生じます。既判力についてご興味をお持ちの方は、ご来所いただく機会等がございましたらお気軽にご質問ください。

**Q** 自筆証書遺言の保管制度が始まったと聞きましたが、どのような制度なのですか。

**A** これまで、自筆証書遺言（手書きの遺言書）は自宅の仏壇や金庫などで保管されてきました。今回、新たに、全国各地に存在する公的機関である**法務局（遺言書保管所）**で自筆証書遺言を保管してもらうことができるようになりました。相続開始後、相続人の一人が遺言書の証明書の交付を受けたり、遺言書の閲覧をしたりした場合、他の相続人に法務局から遺言書が保管されていることの通知がされるようになります。また、保管された遺言書は家庭裁判所での検認手続が不要になります。

**Q** なぜこのような制度が始まったのですか。

**A** これまで、自筆証書遺言は基本的に自宅で保管されていたため、紛失・消失等により遺言書が相続人に発見されず、せっかく残した遺言者の最終意思が実現されないことがありました。

## 法律相談

### Q & A



いよっぴん!

また、一部の相続人により遺言書が隠匿、改ざんされる可能性がありました。このような事態を回避して相続における紛争を防止し、相続手続の円滑化を目的としています。

**Q** 遺言を保管してもらうにはどうすればよいですか。

**A** まず、**A4サイズの紙に必要な余白を取るなどの様式を満たした自筆証書遺言を作成**します。その後、法務局に遺言の保管申請の予約をします。利用できる法務局は、住所地・本籍地・所有不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局になります。**予約した日時に法務局へ遺言者本人が行き、住民票等の添付書類と一緒に自筆証書遺言を提出**します。保管申請の手数料は1通につき3900円です。

## 自筆証書遺言の保管制度が始まりました！

法務局



指定された様式や添付書類の詳細は法務省のHPやパンフレット等でご確認ください。

**Q** 保管制度が始まる前に作成した遺言でも保管制度を利用できるのでしょうか。

**A** A4サイズの用紙で指定された余白を取っているなどの様式を満たしている自筆証書遺言であれば保管制度を利用することができます。

**Q** 保管されている遺言の内容を変更したいのですが、どうすればよいですか。

**A** 従前の遺言の保管を撤回して返却を受けた後に新しい遺言の保管申請をする方法でも、従前の遺言は保管したまま新しい遺言の保管申請をする方法でもどちらでもよいようです。



## 明けましておめでとうございます

弁護士 榊 研司  
Sakaki Kenji

に戻ってきましたが、まだ完全には通常通りとはなっていません。

さて、コロナ下において、友人などと飲みに行く機会はまだまだ少ないので、家にいる時間が増えています。そんな中で、去年はYouTubeを良く見るようになりました。趣味であるテニスやゴルフのレッスン動画から始まり、音楽、動物、料理、ゲーム実況などなど、様々なジャンルの動画を見るようになりました。どの動画も面白いものがあり、オススメとして出てくる動画をクリックしていくうちに時間などいくらでも経過してしまっています。Netflixのオリジナルドキュメンタリー「監視資本主義：デジタル社会がもたらす光と影」において、GoogleやFacebookなどの大手テクノロジー企業がYouTubeやFacebookなどの自社のサービスに利用者を引き留め、時間を使わせるために、あの手この手で利用者を依存させようとしていることが描かれていますが（内容に賛否はあります）、私もYouTubeの戦略に見事

にはまってしまっている気がします。他方、Facebookはほとんど使っていませんが…。

また、iPhoneでは、スクリーンタイムで自分がどのアプリにどのくらい時間を使ったのかを把握することができます。過去の履歴を見ると、自分がいかにスマートフォンを触っていて手放せなくなっているかが分かります。

ところで、仕事柄、色々な依存症の人とお会いすることがあります。薬物依存から始まり、アルコール依存、ギャンブル依存、万引き依存（クレプトマニア）、買物依存、ゲーム依存…。これらの依存症の人たちと自分は意外と近い位置にいるのかもしれない。自分でコントロールできず、有害な影響が出ている場合は依存症として治療をしましょうということになります。これからのデジタル社会において、デジタル機器を使用している時間は増えこそすれ減ることはないかと思われ（弁護士業界もIT化が徐々に進んでいます）。これからも様々なサービスやデジタル機器が登場し、私たちを魅了すると思われそうですが、社会の変化に適応しつつ、コントロールを失わないように気を付けなければならぬと思います。

**Q** 保管を撤回した遺言の効力はどうなりますか。

**A** 保管の撤回自体は遺言の効力に影響はありません。例えば、遺言の保管を撤回した後に結局新しい遺言が作成されなかった場合、保管を撤回した遺言が残っていれば、その遺言が遺言者の最終意思として効力が生じます。

**Q** 保管されている遺言の手控えを紛失してしまい、どのような遺言にしたのか詳細が分からなくなりました。保管されている遺言を確認できますか。

**A** 保管されている遺言を閲覧することができます。預けた法務局では遺言の原本を閲覧できます。また、全国の法務局で遺言のデータをモニターで閲覧できます。

**Q** 亡くなった被相続人が遺言の保管制度を利用しているのか分からないのですが、調べることはできますか。

**A** 遺言書保管申請証明書の交付請求をすることによって、自分を相続

人や遺言執行者等とする遺言が保管されているか否かを確認することができます。全国のどの法務局においても交付請求をすることができます。

**Q** 保管されている遺言の内容を見たいのですが、どうすれば良いですか。

**A** 遺言書情報証明書の交付請求をすることによって、保管されている遺言書の内容を確認することができます。遺言書情報証明書は、登記手続や預貯金の解約手続などの各種手続に利用できます。全国のどの法務局でも交付請求をすることができます。

また、遺言書の閲覧請求もすることができます。モニター越しであれば全国の法務局から閲覧できますが、遺言書原本自体を閲覧するには保管されている法務局に行く必要があります。

**Q** 遺言はどのくらいの期間保管されているのでしょうか。

**A** 遺言書自体は遺言者が死亡したときから50年、遺言書にかかる情報については遺言者が死亡したときから150年です。遺言者の生死が明らかでない場合は、遺言者の出生の日から120年になります。

**Q** 公正証書遺言との違いは何ですか。

**A** 公正証書遺言との違いは、気軽に自分で費用を掛けずに遺言を作成することができる点です。保管制度を利用することで、紛失や隠匿、改ざん等の危険は公正証書遺言と同様に防止できます。しかし、法務局は遺言の形式面だけチェックし、内容等については一切チェックしません。残した遺言の内容が有効かどうか、遺言者の意思に沿った内容かどうか、遺言能力があるか否かについてはチェックされません。

内容等に不安がある場合などは弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。



